

災害時における一時滞在施設等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と南小岩六丁目地区第一種市街地再開発事業（以下「本事業」という。）の施行者である南小岩六丁目地区市街地再開発組合（以下「乙」という。）は、本事業により整備される 街区の施設建築物（以下「当該施設」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、乙は本協定を、当該施設の区分所有者らで構成する 街区管理組合（以下「 街区管理組合」という。）に対して承継するものとし、甲はこれをあらかじめ承諾する。なお、本協定は防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成24年4月6日付国都市第341号、平成30年3月30日付改正国都市第125号）第7 選択要件第1項第一号イに基づき、甲との間で締結される。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が 街区管理組合の管理する当該施設の一部を、帰宅困難者の一時滞在施設及び一時避難場所（以下「一時滞在施設等」という。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とし、本協定締結後一時滞在施設等は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき江戸川区防災会議が策定する地域防災計画に位置づけられる。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。
- （2）帰宅困難者 交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者であって、次号に規定する通常在館者以外の者をいう。
- （3）通常在館者 平常時において、施設・建築物を利用するために当該施設・建築物に存する者とこれらの者にサービス等を提供するために当該施設・建築物に存する者をいう。
- （4）一時滞在施設 大地震等による帰宅困難者が待機できる施設をいう。
- （5）一時避難場所 水害時において、浸水しない地域及び小中学校等の待避施設へ避難する時間がない場合、又は避難に困難を要する場合に緊急避難する施設をいう。
- （6）地域住民等 地域住民、通勤者、通学者、観光客等のうち、一時避難場所への緊急避難を必要とする者をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、 街区管理組合に対し、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供
- （2）地域住民等に対する一時避難場所の提供
- （3）一時滞在施設等に受け入れた帰宅困難者等に対する別紙3で指定する備蓄品の提供
- （4）その他甲の要請により、 街区管理組合が応じられる事項

2 前項第1号及び第2号で 街区管理組合が提供する施設は、別紙1及び別紙2のとおりとする。

3 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（備蓄品）

第4条 街区管理組合は、備蓄倉庫を当該施設に設置し、別紙3に掲げる帰宅困難者等及び通常在館者に提供する備蓄品を保管する。

（管理運営）

第5条 街区管理組合が第3条第2項の規定に基づき提供した施設の管理運営として次に掲げる事項は、甲の責任において、 街区管理組合が協力する。

（1）運用に係る人員の支援

（2）情報伝達手段等の確保及び帰宅困難者・地域住民等への正確な情報の提供

（3）帰宅困難者・地域住民等に対する備蓄品の手配

（4）施設を閉鎖した場合の帰宅困難者・地域住民等の帰宅行動の安全かつ円滑な誘導

（5）その他一時滞在施設等の運営に必要な事項

（開設期間）

第6条 第3条第1項の要請により一時滞在施設を開設した場合の開設期間は、要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は 街区管理組合と協議の上、その旨を 街区管理組合に要請するものとする。

2 第3条第1項の要請により一時避難場所を開設した場合の開設期間は、水害時において地域住民等が身の危険を感じたときから、当該施設周辺の水害が収束するまでとする。

（施設の終了）

第7条 甲は、第3条第1項の規定に基づき開設した施設について、その使用を終了するときには、 街区管理組合に施設等使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、当該施設を原状に復し 街区管理組合の確認を受けた後、 街区管理組合に引き渡すものとする。

（費用負担）

第8条 街区管理組合が第3条第1項の要請により当該施設を一時滞在施設等として提供する場合は、原則無償とする。ただし、甲は第6条の期間の運用に関して諸費用が発生した場合においては協議の上、それに係る費用を負担するものとする。

2 街区管理組合は、前項の協議に基づく費用の請求については、施設等使用費用請求書（第3号様式）に、その内容及び金額を確認できる書類等を添付して行うものとする。甲は、 街区管理組合から請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づく 街区管理組合の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は本協定締結日から1年間とし、本協定の期間満了後1年間毎の自動更新とする。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、当該期間満了日の3か月前までに甲乙いずれかから別段の意思表示が書面で相手方に通知された場合、甲乙協議の上、本協定を解除又は変更ができるものとする。

3 第3条の規定に基づく協力の要請は第11条に規定する承継後に行うことができるものとする。

(承継)

第11条 本協定は、本事業による当該施設の引き渡し時に、乙から 街区管理組合へ承継されるものとする。

2 前項による承継以降は、「乙」を「 街区管理組合」と読み替えるものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月18日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区南小岩六丁目31番1号
南小岩六丁目地区市街地再開発組合
理事長 都築 毅